資等の最終販売量（注４）		
③－１国内販売（供給）量		/年
③－２国外販売（供給）量		/年

（注１）　２以上の品目の安定供給確保を図ろうとする場合は、上表を追加して品目ごとに記載すること。
（注２）　取組実施後の直近の事業年度の数値をもとに記載すること。
（注３）　①から③までのいずれの項目についても、単位（例：台、式、ｔ　等）を記載すること。また、③に関しては、可能な限り金額（売上額）についても併記すること。
（注４）　経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令（令和四年政令第三百九十四号。以下「令」という。）第１条第８号に掲げる特定重要物資に係る申請者については、「生産量」は「売上額」と読み替えて記載すること。その際、③に関しては記載を要さない。
（注５）　必要に応じ、行を追加して原材料・調達先を分けて記載すること。また、補足として、同趣旨の資料を提出することとして差し支えない。
（注６）　記載対象は原材料等ごとに取引量又はサプライチェーン全体に占める調達額の多い上位３社（企業の名称及び調達先国・地域名）について記載すること。なお、３以上の調達先国・地域を記載することは差し支えない。

４．特定重要物資等の安定供給確保のための取組の実施状況及び目標の達成状況

特定重要物資又はその生産に必要な原材料等の品目名①：			
取組番号	計画時の目標数値	目標数値の達成状況	取組の実施状況
①			
②			
③			

（注１）２以上の品目の安定供給確保を図ろうとする場合には、上表を追加してそれぞれの品目ごとに記載すること。
（注２）取組の実施状況については、認定供給確保計画との比較を含め記載すること。
（注３）株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）の特例による支援措置を受けた場合には、金融機関名及び当該金融機関に係る金額を記載すること。

５．特定重要物資等の安定供給確保のための取組を円滑かつ確実に実施するために行う措置の実施状況

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。